

札幌市先端設備等導入促進補助金交付要綱

令和8年(2026年)3月24日 制定

最近改正 令和8年(2026年)4月1日 改正

(通則)

第1条 札幌市先端設備等導入促進補助金(以下「市補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等交付規則(令和8年規則第24号。以下、「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 市補助金は、労働生産性を向上させる設備等の導入を支援し、中小企業者が行うエネルギー価格高騰の影響や人手不足に対応するための省力化・合理化等を図ろうとする前向きな取組を促進することで、中小企業者の労働生産性の向上及び賃上げできる環境整備につながる取組を支援し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところとする。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(2) 大企業

中小企業者以外の者(会社に限る。)であって事業を営む者をいう。

(3) 事業所等

事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(4) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(5) 反社会的勢力

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各項の全てに該当する者とする。なお、市補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において令和8年度中1回限りとする。

(1) 本市の区域内に事業所等を有する中小企業者であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア みなし大企業に該当する者

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

(3) 本市において、中小企業等経営強化法第52条第1項に定める先端設備等導入計画（以下単に「先端設備等導入計画」という。）の認定を受けた者であること。

(4) 補助対象とする設備は、市内で従業員が1名以上常勤する事務所等に導入するものであること。

(5) 令和8年11月30日までに、第8条に定める本市への交付申請を行うこと。

(6) 第9条の交付決定に基づき設備等を取得し、かつ取得に係る経費の支払い及び、設備の設置を完了させ、令和9年1月29日までに第13条に定める本市への実績報告を行うこと。

(7) 同一の取得設備において、札幌市の他の補助金の交付申請を行っていないかつ行う予定がないこと。

(8) 同一の取得設備において、国、道、市その他の団体による他の補助金等の

交付申請を行っている又は行う予定の場合、その補助率は5分の4以下であること。

(9) 市税の滞納がないこと

2 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある者は、補助対象者となることはできない。

(補助対象設備)

第5条 市補助金の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、札幌市から認定を受けた先端設備等導入計画に記載された設備等とする。

なお、リース契約に基づき導入するもの、自ら製作した設備、生産・販売活動等の用に直接供されないもの、中古資産及びその他市長が適当でないと認めるものを除く。

(補助対象経費)

第6条 市補助金の交付の対象となる経費は、札幌市が認定した先端設備等導入計画に記載された設備等本体の購入代価とし、その金額が1基、1台又は一あたり1,600,000円以上のものとする。

ただし、経費の確認のため、補助対象者は、補助対象設備等の見積書を、原則2社分以上提出しなければならない、その内一番低い価格を補助対象経費とする。

なお、交付申請時に金額が定められていないもの、市補助金の申請又は実績報告に係る申請代行費、消費税及び地方消費税など、本事業の目的・趣旨から適切でないと市長が認めるものは補助対象外経費とする。

(補助金の額)

第7条 市補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に100分の20を乗じて得た額以内とし、その限度額は5,000,000円とする。ただし、補助金の額1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第8条 市補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備等を取得するよりも前かつ令和8年11月30日までに、札幌市先端設備等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請し、第9条に定める交付の決定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象設備等の一覧表（様式第2号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 補助対象設備等に係る見積書又はその他これに相当する書類の写し

※2社分以上かつ補助対象設備に係る購入代価のみが記載されているもの

(4) 本市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し

※先端設備等導入計画の申請と同時に市補助金の交付申請を行う場合は不要

(5) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（様式第4号）

※第8条2項4号の先端設備等導入計画の認定において、提出している場合は不要

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、第8条に規定する交付申請書を受理した場合、審査のうえ、市補助金を交付すべきと認めたときは、札幌市先端設備等導入促進補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付申請をした者が第4条のいずれかに該当しない場合は、市補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。市長は、審査の結果、市補助金を交付することが適当でないと認めたときは、札幌市先端設備等導入促進補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 補助事業者は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 市補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により取得した設備等を市外に移設しないこと。

(4) 補助事業が完了した日から5年間は、補助事業による労働生産性の向上又は従業員への賃金の引き上げの実績について、市が報告を求めた場合は速やかに提出すること。

(交付申請の取下げ)

第11条 第8条に規定する交付の申請を行った者は、当該交付の申請を取り下げることができる。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年以内に財産の処分をするときは、あらかじめ札幌市先端設備等導入促進補助金財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する交付申請書を受理した場合、審査のうえ、財産の処分を認めたときは、札幌市先端設備等導入促進補助金財産処分承認決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、審査の結果、財産の処分をすることが適当でないとき、札幌市先端設備等導入促進補助金財産処分不承認決定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。
- 5 補助事業者は、財産の処分をした場合、札幌市先端設備等導入促進補助金財産処分報告書(様式第10号)を市長に提出し、その報告を行わなければならない。
- 6 市長は、財産の処分の報告を受けた場合において、当該承認を受けた補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

(実績報告・補助金の交付)

第13条 補助事業者は、札幌市先端設備等導入促進補助金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)を、補助対象設備等を取得し、かつ、取得に係る経費の支払いを完了した日(手形による支払いの場合は、振出人の当座預金から資金の決済が完了した日、分割払いによる支払いの場合は、全ての経費の支払いが完了した日)から令和9年1月29日までに、市長に提出しなければならない。

2 札幌市先端設備等導入促進補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備等の一覧表（様式第12号）
- (2) 補助対象経費の支払いが証明できる書類（支払い明細が記載されている通帳のページの写し等）
- (3) 取得した先端設備等の設置状況等が分かる資料（写真）
- (4) 併用補助金申告書（様式第13号）
※交付申請時に、併用する他の補助金について申告している場合は不要
- (5) 札幌市先端設備等導入促進補助金交付請求書（様式第14号）
- (6) 口座番号が確認出来るもの（通帳の表紙、表紙の見開き部分の写し等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第2項5号に規定する交付請求書等の提出を受けた場合、その内容を審査のうえ、札幌市先端設備等導入促進補助金額確定通知書（様式第15号）により、確定した市補助金額を申請者に通知し、市補助金を交付する。ただし、交付確定額は、第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助対象事業に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（実施状況の調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要であると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行い、帳簿書類や設備等の物件を検査することができる。

（交付の決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助要件及び要綱の各要件を満たさなくなったとき。

- (3) 第10条に規定する市補助金の交付の条件を遵守していないと認められるとき。
- (4) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不
相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
- (5) その他市補助金の交付の決定を取り消すことが必要であると市長が認めると
き。

2 市長は、前項の規定により市補助金の交付の決定を取り消した場合において、
当該取消に係る部分に関し、既に市補助金が交付されているときは、期間を定め
て市補助金の返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。